

建築物の名称			
完了検査日	令和 年 月 日	検査員	
確認年月日・番号		検査員	
建築場所（住居表示）			
建築主氏名			
工事監理者所属・氏名		係員氏名	
工事施工者所属・氏名		係員氏名	

集団規程の検査

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者	検査機関用		
		施工者	監理者	検査方法※	結果		是正
				A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	一次	二次	月日
敷地の安全性 (法19条、条令等)	1 げけ又は擁壁の安全性			A・B・C			
	2 切り土・盛り土の状況			A・B・C			
敷地と道路の関係 (法42条 43条)	1 前面道路の幅員の確認			A・B・C			
	2 接道長さの確認			A・B・C			
	3 敷地内通路、専用通路の幅			A・B・C			
	4 二項道路の後退部分の確認			A・B・C			
	5 法43条許可条件との整合			A・B・C			
敷地面積 容積率 建蔽率 (法52条 53条)	1 敷地形状の確認			A・B・C			
	2 確認申請図面の平面との照合 (平面プランの確認)			A・B・C			
壁面後退等 (法54条)	1 建物配置の確認 (敷地境界線からの建物離れの確認)			A・B・C			
道路斜線等 (法55条 56条 58条)	1 確認申請図書の立面図との照合 (各部分の高さの確認)			A・B・C			
	2 緩和規定適用の場合後退部分の外構 制限及び前面道路との高低差等の確認			A・B・C			
	3 庇又は軒の高さの確認			A・B・C			
確認表示板の設置 (法89条)	1 確認表示板の設置及び記載内容確認			A・B・C			
その他							

※C:監理者報告は「施工記録」「写真」等による

防火・避難関係の検査

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者	検査機関用		
		施工者	監理者	検査方法※	結果		是正
				A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	一次	二次	月日
耐火建築物の要求 (法21条 27条 61条 62条)	1 主要構造部の仕様			A・C			
	2 延焼のおそれのある部分の外壁開口部の仕様			A・C			
屋根(法22条 63条)	1 屋根の構造			A・C			
外壁(法23条)	1 延焼のおそれのある部分の外壁の構造			A・C			
木造の特殊建築物 の外壁等 (法24条)	1 延焼のおそれのある部分の外壁の構造 及び軒裏の構造			A・C			
大規模の木造の特殊 建築物の外壁等 (法25条)	1 延焼のおそれのある部分の外壁の構造 及び軒裏の構造			A・C			
	2 屋根の構造			A・C			
防火壁 (法26条令113条)	1 防火壁の位置、構造、形状等			A・B・C			
	2 防火壁に設ける開口部の形状、防火戸の構造			A・B・C			
	3 防火壁を貫通する給水管等の配管、換気等			A・C			
開口部の防火戸 (法64条)	1 延焼のおそれのある部分の外壁の開口部 の構造			A・C			
看板等の防火措置 (法66条)	1 看板、広告塔の工作物の主要な部分 の仕様			A・C			
階段 (令23~26条)	1 階段及び踊場の幅、蹴上、踏面			A・B・C			
	2 踊場の位置、踏幅			A・B・C			
	3 側壁、手摺、中間手摺の位置			A・C			
	4 傾斜路の構造			A・B・C			
防火区画(令112条)							
1)面積区画	1 区画の位置(スプリンクラー等の設置)			A・C			
1500㎡区画[耐火]	2 床・壁の仕様			A・C			
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
	500㎡区画 [準耐1][準耐45]	2 床・壁の仕様		A・C			
1000㎡区画 [準耐2][準耐1h]	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
	2 床・壁の仕様			A・C			
2)高層区画(11階以上)	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
	1 区画の位置(スプリンクラー等の設置)			A・C			
100㎡区画	2 床・壁の仕様			A・C			
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
200㎡区画	2 床・壁の仕様			A・C			
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
	4 内装			A・C			
500㎡区画	2 床・壁の仕様			A・C			
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
	4 内装			A・C			

※C:監理者報告は「施工記録」「写真」等による

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者	検査機関用		
		施工者	監理者	検査方法※	結果		是正
				A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	一次	二次	月日
3) 竪穴区画	1 区画の位置			A・C			
	2 床・壁の仕様			A・C			
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
	4 内装（但し書き適用）			A・C			
4) 異種用途区画	1 区画の位置			A・C			
第12項区画 （法24条関係）	1 壁の仕様			A・C			
	2 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
第13項区画 （法27条関係）	1 床、壁の仕様			A・C			
	2 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
5) スパンドレル	1 スパンドレル（構造、幅等）			A・B・C			
	2 防火戸の仕様			A・B・C			
6) 区画の貫通分	1 給水管等（すき間の処理）			A・C			
	2 給水管等（貫通部分等の仕様）			A・C			
	3 ダクト等（すき間の処理、ダンパー）			A・C			
建築物の界壁、間仕切壁 及び隔壁（令114条）	1 構造、防火措置			A・C			
	2 界壁等貫通部分の措置			A・C			
廊下、避難階段、出入口							
1) 廊下（令119条）	1 幅員、形態（避難経路）			A・B・C			
2) 直通階段 （令120条）	1 直通性			A・C			
	2 歩行距離（最長 m）・内装			A・B・C			
3) 2以上の直通階段 （令121条）	1 重複距離（最長 m）			A・B・C			
	2 重複距離の但し書き適用			A・C			
	3 2以上の直通階段の設置免除			A・C			
4) 避難階段の設置 （令122条）							
屋内避難階段	1 構造（耐火壁・内装・非常用の照明装置等）			A・C			
	2 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
屋外避難階段	1 2m以内の開口部			A・B・C			
	2 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
特別避難階段	1 階段室構造（耐火壁・内装・非常用の照明設備等）			A・B・C			
	2 付室等構造（耐火壁・内装・排煙設備・非常用の照明設備等）			A・B・C			
	3 階段室・付室等の規模			A・B・C			
	4 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
ただし書き適用	1 設置免除の要件			A・B・C			
5) ｽﾞﾙｯﾄ住戸の緩和 （令120条、令123 条の2）	1 階数・出入口			A・C			
	2 歩行距離			A・B・C			
6) 大規模物品販売 店舗（令124 条）	1 避難階段、特別避難階段の構造			A・C			
	2 各階の階段幅・出入口幅			A・B・C			
	3 屋外への出入口の幅			A・B・C			

※C.監理者報告は「施工記録」「写真」等による

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者	検査機関用		
		施工者	監理者	検査方法*	結果		是正
				A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	一次	二次	月日
7) 屋外への出口等 (令125条、 令125条の2)	1 階段及び居室からの距離(最長 m)			A・B・C			
	2 施錠装置の構造			A・C			
8) 屋上広場等 (令126条)	1 屋上広場の設置			A・C			
	2 手摺の設置			A・B・C			
排煙設備 (令126条の2、 令126条の3)	1 自然排煙(排煙窓の位置、大きさ)			A・B・C			
	2 機械排煙 a) 排煙機の能力 b) 排煙口の位置、風量 c) ダクトの構造 d) 予備電源			A・C A・B・C A・C A・C			
	3 防煙区画			A・B・C			
	4 手動開放装置の位置			A・B・C			
	5 設置免除部分の確認			A・C			
	非常用の照明装置 (令126条の4、 令126条の5)	1 居室部分における設置位置 2 避難経路における設置位置 3 器具の作動 4 床面での照度 5 告示1411の特例(歩行距離の確認)			A・C A・C A・C A・B・C A・B・C		
非常用の進入口 (令126条の6、 令126条の7)	1 設置位置・間隔			A・B・C			
	2 幅・高さ及び下端の床面からの高さ			A・B・C			
	3 ハルコニーの奥行き及び長さ			A・B・C			
	4 赤色灯及び赤色の進入口表示			A・C			
	5 ただし書き適用 a) 代替進入口の設置、仕様 b) 非常用の昇降機の設置			A・B・C A・C			
敷地内の通路 (令128条)	1 屋外避難階段から道等に通ずる通路 (最小幅 m)			A・B・C			
	2 屋外への出入口から道等に通じる通路 (最小幅 m)			A・B・C			
大規模な木造等の建築物 の敷地内における通路 (令128条の2)	1 建築物の周囲に設ける通路			A・B・C			
特殊建築物等の内装 (令128条の3の2、令 128条の4、令129条)	1 居室(不燃、準不燃、難燃材料)			A・B・C			
	2 避難経路(不燃、準不燃材料)			A・C			
	3 火気使用室(不燃、準不燃材料)			A・C			
	4 車庫、無窓居室、 地階にある特殊建築物の居室			A・C			
	5 内装制限の免除			A・C			
非常用の昇降機 (令129条の13の 2、 令129条の13の 3)	1 非常用の昇降機の位置、台数			A・B・C			
	2 乗降口ビーの構造、規模			A・C			
	3 非常用エレベーターの構造等			A・C			
	4 設置免除の要件			A・B・C			
天井高(令21条)	1 居室の天井高			A・B・C			

※C:監理者報告は「施工記録」「写真」等による